

松江家庭裁判所委員会（第41回）議事概要

第1 日時

令和4年10月17日（月）午後1時30分～午後3時30分

第2 場所

松江家庭裁判所大会議室

第3 出席者

（委員） 池田 浩、太田裕子、黒崎真也、指澤慶子、繁浪 均、
峠田晃宏、西尾 淳、万代 剛、松井千鶴子（委員長）、
三島恭子（五十音順敬称略）

（事務担当者） 山中裁判官、田淵事務局長、三村事務局次長、
東首席書記官、杉原訟廷管理官、桑原主任書記官
土井総務課長

（庶務） 細木総務課課長補佐

第4 テーマ

成年後見制度の利用促進について

第5 議事

1 新任委員自己紹介

2 委員長選任

委員の互選により、松井千鶴子委員が委員長に選任された。

3 概要説明

4 意見交換等

別紙のとおり

6 次回委員会のテーマ

裁判所のデジタル化について

7 次回開催日時

追って指定

(別紙)

意見交換等

委員長：最初に「成年後見制度の利用を促進するために裁判所ができること」について御意見を伺いたいと思います。まず、成年後見制度が国民にどのように受け止められていて、これから成年後見制度を利用してもらうためにはどういうことを考えていけばいいのかという視点で御意見やお気付きの点を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

委員：私は弁護士という職業柄、裁判所から後見人として選任され、被後見人のために仕事をする機会があるほか、裁判所が中核機関に後見人の推薦依頼をした際、後見人を推薦するために開かれる受任者調整会議の構成員である松江後見センター（任意団体）に所属しており、そうしたことを通じて後見業務に日々携わっています。

弁護士という職業柄、成年後見制度の意義などについては当然理解しているところですが、成年後見制度の浸透度合いとして感じるところとしては、私が平成23年に弁護士登録をした当初は、後見関係の相談を受けたときに成年後見制度自体について御存知でない相談者の方が割と多くいらした印象を持っていました。しかし、最近は、ある程度成年後見制度について認識された上で相談に来られる方が多いという印象を受けており、そういう意味で成年後見制度自体の浸透度合いは、昔と比べれば広まってきたと思います。

委員：1点質問ですが、例えば、高齢により認知機能が低下した方に関する相談であれば、まずはケアマネジャーと相談し、福祉関係者や社会福祉協議会などと連携して、その高齢者の方にどういう支援が必要なのかということを検討し、その高齢者の方には後見人を付けるのが相当だという場合に、後見人選任の手続などについてサポートしていくのが理想ではないかと思いますが、そういった連携に関する仕組みの現状はどうなっているのでしょうか。

委員長：今の御質問は、中核機関を設置していくという目的そのものの核心的な

部分だと思えます。これまでの裁判所のスタンスは、成年後見の事件自体が裁判所に申し立てられてから始まる制度であることから、どうしても受け身となっていました。今後は、助けを必要としている人と裁判所との間をつなぐものが必要だというところがこれから進めていこうとする成年後見制度の利用促進計画の基本となる部分の一つだと思えます。裁判所からこの点に関して答えられることはありますか。

事務担当者：現状として、福祉制度全体を見たときに社会福祉協議会や地域包括支援センター、ケアマネジャーなどを入口として、例えば、ある方の認知能力が下がっているという中で、現在、利用されている制度として比較的多いのは、成年後見制度ではなく、むしろ日常生活自立支援などが利用されているケースではないかと思っています。そのような中でさらに認知能力が下がってきたところで、成年後見制度の利用を考えてもらうというのが、現在の一般的な動きであると認識しています。

委員：日常生活自立支援事業は私ども社会福祉協議会でやっております。これは判断能力が不十分であるものの、契約ができる障害者、高齢者の方を対象として、福祉サービスの利用援助や、日常的な金銭管理などのサービスを行っています。このうち特に高齢者の方は加齢等により判断能力が低下し、成年後見制度へ移行するということを考えていかなければならない場合があります。社会福祉協議会には、日常生活自立支援事業を担当している専門員がいるのですが、自立支援から成年後見制度への移行の見極めが難しく、判断がつきかねるということがあったため、昨年度、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行を検討する際のガイドラインを作成しました。移行ガイドラインについては活用セミナーを12月に開催する予定にしております。

委員長：ほかに御意見はありますか。

委員：成年後見制度については、そういう制度があるということぐらいは知っていますが、それ以上のことは他人事というイメージを持っていました。

私の身近では、知人の母親が認知機能が低くなり、親族が遠方において、近くに世話をしてくれる人がいない状態になったとき、成年後見制度を利用したことがあり、財産の管理や契約関係について同制度を利用することによりうまくいったという話を聞いたことがあります。この方とは、うちの会社も取引をしたこともあったのですが、後見人の方と取引をし、スムーズに取引ができたという印象を持っています。一方で、費用面は気になります。知人は、まず弁護士に依頼をしたため、そこでまずお金がかかったと言っていました。その後、裁判所に成年後見事件を申し立て、後見人が選任されたら、その後どれくらいお金がかかるのかということが気になります。そのあたりがもう少し明確に分かるようになればいいのではないかと思います。

委員長：裁判所としては、成年後見制度や同制度の利便性を広く国民の皆さんに知っていただくことが必要であると考えていますが、こうした広報的な観点から裁判所としてどのようなことができるかということについて御意見はありますか。

委員：約20年前に禁治産制度から成年後見制度に切り替わる頃、私が記者として取材をしていたときの印象では、弁護士の方が説明会などの広報的なことを一生懸命やっておられたという印象でした。今回のテーマに関しては、裁判所は、成年後見事件の申立てを受け付け、その後、審理する役所であるということは知っていましたが、そうであるからこそ裁判所は、あくまでも受け身の役所だと思っていました。成年後見制度の利用促進について、裁判所が一生懸命取り組んでいるということを初めて知りました。

今後、成年後見制度に対して、裁判所がどのような役割を果たしているかを、積極的に外に見せていったほうがいいと思います。一つのやり方としては、成年後見制度利用促進月間のようなものを作り、成年後見制度のことを考えてもらえるような機会を作ってみてもいいのではないのでしょうか。また、裁判所の仕組みや成年後見制度について、有名人を使って広報し、宣伝する体制を組ん

でみてはどうかと思います。

成年後見制度を利用することのメリットをどう伝えていくかについては、報道機関による取材を通じて広報するという方法もあると思いますが、その前提として、後見事件申立後の情報を一手に握っているのは裁判所なので、例えば利用者アンケートを実施するとか、事例を蓄積し、事例集を作るなど、成年後見制度を利用すれば、どういうメリットがあるかということ、しっかり把握しておく必要があると思います。

先日、松江市の権利擁護推進センターに成年後見制度の啓発用DVDを借りに行きました。そのDVDがいいなと思ったのは、地域の本物の警察官や、市民後見人の方など、権利擁護支援を実際に担っている地域の方が出演されていて、こういう人がいろいろ世話をしてくれているということが分かるDVDでした。地域で宣伝するには、やはり地域の方が宣伝したほうが強みがあると思います。役割の違いはあるとは思いますが、情報が集まってくる裁判所の本気度を見せていただくことで、地域の方の利用を促していくことにつながっていくのではないのでしょうか。

委員長：貴重な御意見をありがとうございます。今のお話は裁判所として、力を入れていかないといけないところだと思います。ほかに御意見はありますか。

委員：広く国民、県民に後見制度のことを知ってもらうという部分では有名人を使うなどして広報してもらうことが有効だと思いますが、そういった広報は国にしてもらうのが一番いいのではないかと思います。その後は第二期成年後見制度利用促進基本計画の趣旨を考えると、中核機関が地域に応じた広報をしていくことになるかと理解しているので、中核機関を設置して、そこが市民に対して周知していくのが望ましい姿ではないかと理解しています。

委員：成年後見制度の利用促進のための広報をする必要があることは理解できますが、一般の国民の皆さんに成年後見制度のことを伝え、国民の多くが、成年後見制度のことを知りさえすればよいという簡単なことではないと思います。

一人一人の権利擁護という観点から考えたとき、その人に対してどのような支援が必要かということについては、人ごとに関係者が直接本人と向かい合っ
て考えないといけないことになると思うので、本当に大事なのは関わっている
人が、その人に対して必要な支援は何かということを適切に判断し、適正に活
用されることが重要だと思います。

委員：判断能力が落ち、自分で判断することが難しいような場面では、成年後見
制度を使ったほうが良いと思いますが、そもそも成年後見制度自体を御存知な
かったことで制度を利用せずにといたところ、結果として、詐欺等の被害に遭わ
れたりする方もいるかもしれません。そういうことにならないよう関係者がい
ろいろなところでアンテナを張っていて、何かきっかけがあったときに、成年
後見制度に関する知識や宣伝が行き渡っていった結果、関係者や本人が成年後
見制度のことを知っていれば、成年後見制度の利用が選択肢の一つに上った
りするのではないのでしょうか。

委員長：今は広報的な観点から話を伺っていますが、成年後見制度の利用しやす
さというのは、制度自体がどれだけ浸透しているかという問題と相まってなか
なか難しいところがあると思いますが、この点について御意見はありますか。

委員：後見に関する相談を受ける中で書類の作成が面倒であるとか、費用の点に
ついては必ずと言っていいほど相談者から尋ねられます。それに加えて、後見
が開始された後には本人のお金が自由に使えなくなることを気にする方が多い
ように思います。本人のお金を親族が自由に使うことについての是非はともか
く、今まで自由に使えていたものが後見手続が始まると自由に使えなくなる、
そういう制度の硬直的な部分に対する懸念や心配を口にされる方が多いとい
うのが私の印象です。

我々弁護士が関与する事案の多くは、遺産分割が未了で、相続人間で争いが
あるような事案や、親族が本人の金を使い込むという経済的な虐待を心配した
他の親族から相談を受けるような事案など、一般的に処理が難しい事案が多い

のですが、例えば、そういった事案で成年後見制度を使いたいときでも、先の例で言えば、加害行為を行っている方が本人を取り込んでしまい、必要な診断書が取れなかったり、財産状況がよく分からないなど、言わば成年後見事件を申し立てるのに障害が生じてしまうようなことが発生し、申立てに至らないというような難しいケースもあります。そういったときは経済的虐待ということで、市町村などとも連携しないといけない場合があります。

委員長：ありがとうございます。社会福祉協議会の立場から、成年後見制度の利用しにくさであったり、利用しやすくするにはどうすればいいかということについて御意見はありますか。

委員：成年後見制度の利用しにくさの要因のひとつは、申立書類作成にあると思います。先般も私どもの利用者の方が、判断能力が全くないような状態であり、親族の方がおられなかったので市長申立てのために、私どもが機関として要請書を書いて市に提出したところ、後見人が見つかるまで1年から2年かかると言われたことがありました。後見事件の申立てにかかる実務には、私どもは携わっていないため、何でそんなに時間がかかるのか、その間この方の生活はどうなるのかと考えてしまうと、不安が残ったという経験があります。家庭裁判所に何かを求めるとい話ではないと思いますが、申立費用は当該市でみられると理解しているので費用面は問題ないと思いますが、時間がかかるというのは、おそらく書類作成ではないかと思っていて、そこが何とかならないとなかなか実態に合ったものにならないのではないかと思います。

委員長：成年後見事件の申立書類作成に時間を要するという話が出ましたが、弁護士委員から見て書類作成はどこが一番問題でしょうか。

委員：書類の書き方もそうですが、こういった資料を用意しないといけないかというところでは、戸籍や医師の診断書など様々な書類を用意しなければなりません。そろえなければならない書類が多いことが、一般の方にとってはハードルとなっているのではないかと思います。書類の作成支援に関しては、中

核機関で申立書の作成支援をされていたり、松江後見センターでも先月頃から作成支援を始めており、既に何件か実績があります。書類の作成については専門家や知識のある方の手助けがあれば乗り越えられるのではないかと思います。

委員長：成年後見制度について、広く皆さんに理解していただくための広報活動に関して、裁判所の本気を見せてほしいというお話がありました。また、裁判所に後見事件の申立てをするのに1年以上かかるという話がありましたが、裁判所側の実情をお話しすると、裁判所に後見事件が申し立てられれば、通常、そこまで時間はかかりません。特に成年後見が当然であるという事案であれば、裁判所として、例えば家庭裁判所調査官が調査するという事案も少ないと考えられ、それほど時間はかからないと思います。ただ判断能力の程度の問題で後見に至らず保佐とか補助という段階ですと、やはり裁判所がある程度調査することが必要な部分もあり、少し時間がかかることもあります。しかし、それでも1年ということはないとは思いますが。そうすると、さきほどの話は、裁判所に後見事件が申し立てられるまでの段階で、全く身寄りのない方だと難しい問題があるということかもしれません。

それでは、次に、中核機関設置、地域連携ネットワークの構築の後押しのために裁判所ができることについて、御意見を伺いたいと思います。現在、島根県内では、過半数の市と町で中核機関の設置ができているものの、まだ全市町村が設置しているという状況にはありませんが、裁判所として、設置に向けた後押し策としてどのようなことが考えられるかということに関し、御意見等がありますか。

委員：第二期成年後見制度利用促進基本計画の中で都道府県が果たす役割が非常に強くなったので、県としては、より一層取り組んでいかなければいけないと考えているところですが、裁判所と打合せをしながら、できれば年内に島根県においても協議会を設置をしたいと考えているところですが。協議会では、裁判所と県がしっかり連携を取りながら、市町村において中核機関を設置していた

だけのように一緒に働きかけをしていかなければならないと思っております。
また、協議会では、それぞれの機関がどういった役割を果たしていくかを協議して、成年後見制度を誰もが活用しやすいような形にしていかなければいけないと思っているところです。

委員：今後、島根県内の19市町村の全てに中核機関が設置されたら、家庭裁判所としての役割は終えられるということになるのですか。

事務担当者：19市町村に中核機関ができたから終わりというわけではありません。19市町村に中核機関ができたら、今度はその中核機関と成年後見制度の利用促進について連携をしていくということが次の課題になってくると思います。

委員長：中核機関の設置が終わったところから、さらに進化した後見制度というものの運用が始まると理解したほうが良いと思っています。なかなか道は険しいというのが正直なところですが、多くの関係機関の皆様にも頑張ってもらっているところですし、裁判所としても一生懸命取り組んでいきたいと思っています。

続いて「中核機関の運営の後押し」について議論したいと思います。中核機関が設置された後、中核機関の運営について裁判所は何をすればいいのか、どうことができるのかということについて、御意見はありますか。

委員：中核機関がなかなか設置できていない理由の中に、市町村の担当者の異動ということが要因のひとつとして考えられます。島根県も同じように担当者が異動することもあるため、専門性の発揮がなかなかできないという事実があります。事務や制度内容については引き継ぎますが、やはり専門性という部分について不足する場合があります。そういった点について裁判所にリーダーシップをとっていただき、きめ細やかに御指導いただくことが今後必要になってくるのではないかと思います。

加えて、成年後見制度を、誰もが利用しやすい制度にしていく上で費用面や

書類作成面で様々な課題があると思います。裁判所におかれては、慎重に審査をしなければならないということで様々な資料等により情報を把握をしなければならない場合もあると思いますが、必要な提出資料の見直しを、随時、検討していただいたり、費用面では低額化を検討していただいたり、後見人の人材不足に対応するため、市民後見制度の活用などの検討を進めていただければと思います。

委員：意思決定支援や身上保護も含めて考えると、今後、後見人の担い手として福祉専門職が必要ではないかと思っています。高齢者施設や障害者施設、社会福祉法人にはこうした福祉専門職の方が多くいて、そうした職員の方が今後、後見人を受任したり、もっと進めば法人自体が法人後見として受任していくことが整備されることで、より多様な担い手づくりにつながっていくのではないかと考えています。しかし、そうした施設自体も福祉関係者ではあるものの、成年後見制度自体に対する理解が乏しいのが実情であることから、そうした方々への成年後見制度の研修等について、裁判所には支援をしていただけたらと思っています。

委員：地域連携ネットワークは非常にいい取組で、地域の中で気付きが多くなると思います。関係機関が連携して情報を共有すればするほど、気付きが多くなるので、どうやってそれをその先につなげていくかというところに裁判所がどれだけ知見を提供して結びつけられるかというのがポイントではないかと思うので、オブザーバー参加の濃度をできるだけ濃くしていただきたいと思います。

裁判所の役割上、難しい面はあるかもしれませんが、先ほどの例で言えば、市町村の段階で手続が止まっているような状況があるのであれば、円滑に手続が進むように役割を果たしていただきたいと思います。

今後、担い手の多様化に対して、専門職後見人の選任が必要な場面は当然考えられるところですが、そのほか市民後見人の活用が増えれば、その育成に裁判所も積極的に関与していただくことが考えられます。また、親族後見人の選

任の割合が近年低くなつたと聞いたことがあります。親族に今一度意識啓発や教育をするなどして親族に後見人になっていただく比率を上げていくことを検討してもいいのではないのでしょうか。

委員長：親族後見人に関して、裁判所における現状はどうなっていますか。

事務担当者：親族後見人の選任の割合は数値をとっていないため、正確なお答えはできませんが、実務を通しての感覚としては、御本人が障害者である場合は、親族が後見人をされている件数が多く、認知症の場合は親族での対応が難しいため専門職が後見人となっている事案が多いと感じます。

委員：成年後見制度の利用が増えてきて、同制度の利用がもっと拡大していけば、当然その受け皿となる成年後見人の供給源という問題に直面すると思います。今は、争いがあったり、法律的な問題があれば専門職のほうに職種指定で後見人が選任されることもあると思います。しかし、一方で実際に受任してみると、受任した全ての事件が弁護士でないと後見業務が果たせなかったのだろうかと思うこともあります。弁護士に限らず専門職の人数にも限りがある中で、その受け皿については、例えば、法人受任や市民後見人のほか、当初、専門職で受けたとしても親族にリレーするという方法など、もう少し柔軟に裁判所で御検討いただければと思います。

それから、成年後見制度の活用というところで、このネットワークの中には例えば検察庁や警察などの防犯関係者が入っていません。私も刑事事件に携わる中で罪を犯した人で成年後見制度を利用したほうがいいのではないかと思う人や、再犯予防という観点で成年後見制度につなげていったほうがいいのではないかという人も見られるのが実情です。そういった中でより成年後見制度の活性化という観点からすると、警察や検察庁など防犯関係者を巻き込んでネットワークづくりをしたほうがいいのではないかなと思っており、そういった機関とのつなぎ役を裁判所に果たしていただければと思います。

委員長：今の御意見について、いかがですか。

委員：個人的な意見ですが、刑事事件の被疑者や被告人の中にも財産も身寄りもなく、生活保護費や障害年金を適切に管理できなくて、それなのにギャンブルにお金を使って、お金がなくなり万引きをしてしまうというケースに接することがあります。そういった人には適切に成年後見制度を利用して日常の生活費の出し入れの面倒を見てくれて、様子がおかしかったら誰かに連絡を入れてくれるような人がいたらいいのにと考えていました。ですから、そういった意味で警察や検察庁も巻き込んでいただけるような働きかけをしていただいてもいいのではないかと思います。

委員長：私が以前、別の家庭裁判所で勤務していたときに、親族に後見人を担ってもらうにしても、後見開始直後は、後見人としての知識が不足しているようなケースの場合に、初動の半年とか1年ぐらい後見監督人として弁護士等の専門職が就いて指導した上で、独り立ちしていただくという取組をしていたこともありました。こうした取組や、本日、委員の皆様からいただいた御意見については、実際に運用していく上では難しい面があるかもしれませんが、いただいた御意見や御提案は、今後の家庭裁判所の運営を検討する際に反映させていきたいと考えています。

本日は貴重な御意見をいただきありがとうございました。以上で、意見交換を終了します。